

# 労働保険事務組合ニュース

## 東京都最低賃金を932円に引上げ↑ 効力発生日: 10月1日

### 1. 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

※ 特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。



### 2. 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

県名	最低賃金時間額（円）	発効年月日
埼玉	845（820）	平成28年10月1日
千葉	842（817）	
神奈川	930（905）	

※（ ）は平成27年度地域別最低賃金

## 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策

### ①非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充

～ キャリアアップ助成金・賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます ～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

#### 現行制度 賃金規定等改定（処遇改善コース） ◆有期契約労働者等の基本給の賃金額を2%以上増額改定し、昇給した場合

\* 中小企業の額

対象労働者数	1人～3人	4人～6人	7人～10人	11人～100人
すべての賃金規定等を増額改定した場合	10万円	20万円	30万円	1人当たり3万円
一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合	5万円	10万円	15万円	1人当たり1.5万円

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円を加算

#### 中小企業に対する加算措置の創設 拡充

- 中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合

上記現行制度の助成額に

1人当たり 14,250円（※18,000円）を加算（すべての賃金規定等改定の場合）

1人当たり 7,600円（※9,600円）を加算（一部の賃金規定等改定の場合）

※申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合は18,000円（9,600円）を加算額として支給します。（ ）は一部の賃金規定等改定の額です。

- 平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。

※ 当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。  
 ※ その他の支給要件もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。  
 ※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。



## ②業務改善助成金の拡充

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

### □ 支給の要件

- ① 賃金引上計画を策定すること（事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定））
- ② 引上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと  
（（1）単なる経費削減のための経費、（2）職場環境を改善するための経費、（3）社会通念上当然に必要なとなる経費は除きます。）
- ④ 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など

### □ 助成額

申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します（千円未満端数切り捨て）。

なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、助成の上限額が定められていますので、ご注意ください。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30 円以上	7/10（※1） （常時使用する労働者数が企業全体で 30 人以下の事業場は 3/4（※1）） （※1）生産性要件を満たした場合には 3/4（4/5）	50 万円	事業場内最低賃金が 750 円未満の事業場
40 円以上		70 万円	事業場内最低賃金が 800 円未満の事業場
60 円以上	1/2 （常時使用する労働者数が企業全体で 30 人以下の事業場は 3/4）	100 万円	事業場内最低賃金が 1000 円未満の事業場

※ さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げ（90 円以上・120 円以上）を行う事業場に対する助成措置としてのコースも新設されます。

※ 詳細は各都道府県の「最低賃金総合相談支援センター」にお問い合わせください。

## 雇用保険の適用拡大について

～ 平成 29 年 1 月 1 日より 65 歳以上の方も雇用保険の適用対象となります ～

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成 28 年 12 月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）。

### ○ 平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに 65 歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出（※3）いたしますので、事務組合にご連絡ください。

### ○ 平成 28 年 12 月末までに 65 歳以上の労働者を雇用し平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成 29 年 1 月 1 日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出（※4）いたしますので、事務組合にご連絡ください。

### ○ 平成 28 年 12 月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

（※1）65 歳に達した日の前日から引き続いて 65 歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

（※2）1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、31 日以上雇用見込みがあること。

（※3）被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までにハローワークに提出します。

（※4）提出期限の特例があります。平成 29 年 3 月 31 日までにハローワークに提出します。